

平成二十二年四月二日受領
答弁第三〇六号

内閣衆質一七四第三〇六号

平成二十二年四月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による刑事事件の捜査情報の管理等に関する質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十二年三月二十三日内閣衆質一七四第二五八号）四については、枝野国務大臣が作成する際に参考となるよう、必要な情報を関係する部局から提出させた上で、枝野国務大臣がそれらを含む種々の情報を基に作成し、閣議において決定したところである。

二について

質問主意書に対する答弁は、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十五条第二項の規定に基づき、内閣としてお答えするものであるが、先の答弁書四について述べたとおり、御指摘の発言については、政治家個人としての見解を述べたものであると承知しており、政府としてお答えする立場にない。

三について

先の答弁書二について述べたとおり、報道機関各社は、取材活動に基づいて得た様々な情報を、各社の判断において記事にしているものと承知しているが、各社の判断の根拠も承知していない以上、答弁することは差し控える。